

# 全塾協議会選挙規則

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本規則は、慶應義塾大学全塾協議会塾生代表を公選するための選挙が、選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、以て塾生自治の健全な発展を目的とする。

### 第2条（定数）

全塾協議会塾生代表の定数は1人とする。

## 第2章 選挙権及び被選挙権

### 第3条（選挙権）

慶應義塾大学の学部生は、選挙権を有する。

### 第4条（被選挙権）

選挙権を有する者は、被選挙権を有する。ただし、以下のものはこの限りではない。

- 一 選挙管理委員
- 二 選挙運営事務員
- 三 塾生代表就任後、卒業、留学等の理由により職務を遂行できない者

## 第3章 選挙管理委員会

### 第5条（選挙管理委員会）

- ① 選挙管理委員会は、選挙権を有する者のうち、全塾協議会によって任命を受けた選挙管理委員及び監査役によって構成される。ただし、全塾協議会事務局に所属するものは選挙管理委員会の構成員となることができない。
- ② 選挙管理委員会の構成員のうち、全塾協議会事務局を退局してから3ヶ月を経ないものについて、これを事由として、第7条に基づく決議により、罷免することができる。

## 第6条（構成及び職務）

- ① 選挙管理委員会は、以下の役職を置く。
  - ア.委員長
  - イ.副委員長
  - ウ.財務
  - エ.渉外
- ② 選挙管理委員会は、前項に定める役職のほかに、第7条に基づく決議により、任意の役職を置くことができる。
- ③ 委員長は、選挙管理委員会を代表する。
- ④ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその職務を行えない場合にその職務を代行する。
- ⑤ 財務は、選挙に関する会計処理を行う。
- ⑥ 渉外は、全塾協議会所属団体や他機関との折衝を行う。
- ⑦ 委員長及び財務は、全塾協議会がこれを任命する。

## 第6条の2（地区責任者）

- ① 選挙管理委員会は学部生の在籍するすべてのキャンパスに地区責任者を置く。
- ② 地区責任者は原則としてそのキャンパスに在籍する者から任命する。
- ③ 地区責任者はその担当地区において行われる選挙運営に関する責任を負う。
- ④ 委員長はその在籍するキャンパスの地区責任者を兼任することができる。

## 第6条の3（監査役）

- ① 選挙管理委員会は、全塾協議会の任命の下に常任の監査役を置く。ただし、第6条1項に定める役職と兼任することができない。
- ② 監査役は選挙管理委員会の会計処理及びその行為について監査を行う。
- ③ 選挙管理委員会の会計処理及びその行為に何らかの嫌疑が生じた場合、全塾協議会の決議に基づき非常任の監査役を置くことができる。

## 第7条（議決）

- ① 選挙管理委員会は、選挙に関する事項の決定を行うためには、選挙管理委員の過半数の出席を以て会議を行い、その過半数の賛成を以て決議を行わなければならない。
- ② 前項の議決権は代理人による行使を認める。ただし、議案ごとの格別の委任を必要とする。
- ③ 前二項の決議は、選挙管理委員各人が発議することができる。

#### 第8条（周知義務）

選挙管理委員会は、選挙の投票の方法、目的、規定その他選挙に関して必要と思われる事項については速やかに周知しなければならない。

#### 第9条（公正な選挙運営遂行に関する義務）

- ① 選挙管理委員その他選挙の運営に携わる者は、第1条の目的を達成するために、公正に選挙を運営しなければならない。
- ② 選挙管理委員会は、公正な選挙を実現するため、選挙の実施や運営について情報を公開しなければならない。また、選挙権を有する者からの情報公開請求には、選挙の公正性を失わない範囲で最大限に応じる義務を有し、その事実に関しては公のものとしなければならない。

#### 第10条（努力義務）

選挙管理委員会は、健全な塾生自治の発展のために、投票率の向上に務めなければならない。

### 第4章 告示

#### 第11条（告示）

選挙管理委員会は、選挙の告示を、選挙の投票日の少なくとも1ヶ月前に行わなければならない。ただし、第20条により選挙が成立せず、全塾協議会規約第33条に定める任期の延長が行われている場合はこの限りではない。

### 第5章 選挙運動

#### 第12条（立候補）

候補者となろうとする者は、選挙の告示があったときから1週間以内に、その旨を選挙管理委員会に届けなくてはならない。

#### 第13条（選挙運動）

- ① 候補者は、施設の利用に関して、施設が定める規則に従わなければならない。
- ② 候補者は、各地区でそれぞれ少なくとも1回の演説が認められる。
- ③ 掲示物及び配布物については、選挙管理委員会の決議によって細則を定める。
- ④ その他選挙管理委員会の決議によって定められた細則に反する選挙運動は認められない。

#### 第14条（選挙運動員）

- ① 前述の選挙運動をするには、選挙運動員として届け出なければならない。
- ② 選挙運動員の人数、届け出の方式及びその他細則は、選挙管理委員会の決議によって定められる細則による。

### 第6章 投票及び開票

#### 第15条（選挙運営事務員）

- ① 選挙管理委員会は、選挙の運営に関する事務を行わせるために選挙運営事務員を任命することができる。
- ② 選挙運営事務員の任命は、選挙管理委員会の議決による。

#### 第16条（選挙の方法）

- ① 選挙は投票によって行う。
- ② 投票は選挙権を持つ学部生が在籍するキャンパスにおいて、その権利を行使できる環境で行われなければならない。
- ③ 投票期間は5日乃至7日とする。
- ④ その他細則は、選挙管理委員会が決議により定める。

#### 第17条（一人一票）

投票は、一人一票とし、それ以上の投票は無効とする。

#### 第18条（開票）

開票は、公開して行わなければならない。

#### 第19条（無効票）

以下の投票は無効とする。

- 一 選挙管理委員会が指定する投票方法を取らなかったもの。
- 二 いずれの候補者に投票したか確認しがたいもの。
- 三 複数の候補者に投票していると認められるもの。
- 四 その他選挙管理委員会の定める方式に従わないもの。

#### 第20条（有効投票数）

- ① 選挙は、選挙権を持つ者の10分の1の投票を以て成立する。
- ② 全塾協議会は選挙期間の終了後、実施状況等について総括、検討を行い、必要があると認められるときは、有効投票数について所要の措置を講ずるものとする。

#### 第21条（当選人）

選挙において、最多数の投票を得た者を以て当選とする。

#### 第22条（細則）

その他、選挙管理委員会の決議によって細則を定める。

### 第7章 会計

#### 第23条（費用）

選挙にかかる費用は、自治会費交付金を以て充てる。

#### 第24条（報告）

前条の財務は、全塾協議会の定めに従って、予算及び決算を報告しなければならない。

#### 第25条（監査）

選挙管理委員会の財務に関する監査は、全塾協議会が行う。ただし、監査の方法については、全塾協議会監査規則の定めによる。

### 第8章 処分

#### 第26条（公平義務）

選挙管理委員会及び選挙運営事務員、その他選挙の運営に携わる者は、特定の候補者を支持することを表明し、または支援してはならない。

#### 第27条（処分）

本規則に反する場合、全塾協議会の議決を以て処分する。処分は、全塾協議会処分規則の定めるところによる。

#### 第28条（当事者の義務）

候補者またはこれを支持する者は、票の買収、選挙の妨害、不正投票その他不公正な行為をしてはならない。

## 第29条（候補者に対する処分）

候補者または選挙運動員が、この規則に反した場合、全塾協議会は、決議によって立候補の取り消しまたは当選の取り消しを行うことができる。ただし、係る議決に際して、当事者に弁明の機会を付与しなければならない。

## 第9章 登記

### 第30条（登記）

選挙管理委員会は全塾協議会に対して登記を行う。ただし、登記の方法については、全塾協議会登記規則の定めによる。

## 附則

### 第31条（改廃）

本規則の改廃は、全塾協議会の決議による。

### 第32条（施行）

本規則は、平成28年11月1日からこれを施行する。

起草者 1992年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 迫田 隆

以上の全塾協議会選挙規則案を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 秋山 盛

慶應義塾大学学塾研究団体連盟

代表 高品 振一郎

慶應義塾大学体育会本部

代表責任者 八田 学

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 久野 健太

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 鈴木 信二

慶應義塾大学四谷自治会

委員長 片山 真

慶應義塾大学福利厚生機関

副議長 大島 有志生

改正者 1999年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 岩永 和也

以上の全塾協議会選挙規則改正案として承認する。

1999年12月10日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 志村 真幸

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 濱岡 勇介

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 三浦 元毅

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 白鳥 悟嗣

慶應義塾大学四谷自治会

会長 羽藤 泰

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 松本 恵里子

改正者 2003年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 宮屋敷 陽太

以上の全塾協議会選挙規則改正案として承認する。

2003年10月25日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 関根 仁

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 岡山 悠太

慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会

委員長 宗形 徹也

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 遠藤 将吉

慶應義塾大学四谷自治会

会長 宮田 功一

慶應義塾大学福利厚生機関本部

本部代表 平島 美香

改正者 2013年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 伊藤 涼太

以上の全塾協議会選挙規則改正案として承認する。

2013年9月24日

慶應義塾大学全塾協議会

慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会

委員長 潮 志瑞香

慶應義塾大学体育会本部

本部主幹 後藤 陸

慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会

委員長 福谷 天

慶應義塾大学四谷自治会

会長 岡本 泰治

慶應義塾大学福利厚生機関本部

代表 綿貫 雄介

慶應義塾大学芝学友会

代表 外山 太士

改正 2015年3月24日

施行 2015年4月1日

以上の全塾協議会選挙規則改正を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議長 新貝 敢

(慶應義塾大学芝学友会 代表)

議員 近藤 雅之

(慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 鈴木 雄太

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 松島 魁

(慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長)



議員 枝元 美緒

(慶應義塾大学四谷自治会 会長)

議員 縄 茂恩

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

以上の選挙規則改正決議を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 諸田 直也

改正 2016年10月25日

施行 2016年11月1日

以上の全塾協議会選挙規則改正を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議長 大庭 集平

(慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長)

議員 宮本

(慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長)

議員 樋口 貴仁

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 友岡 領

(慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 八木 洋樹

(慶應義塾大学四谷自治会 会長)

議員 中込 愛

(慶應義塾大芝学友会 会長)

議員 廣谷 正

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

以上の選挙規則改正決議を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 高井 康佑